

令和元年度答申第51号
令和元年12月4日

諮問番号 令和元年度諮問第45号（令和元年10月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定している。

- (2) 賃確法7条における上記「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業」について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）3条1項は、労働者を使用する事業を適用事業とする旨規定しており、「厚生労働省令で定める期間」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）7条は、1年とする旨規定している。
- (3) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定しており、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃確則8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、P社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、平成29年10月31日に退職した。

（認定申請書）

- (2) Q社は、平成27年8月11日から労働者を使用して事業を行っていたが、平成29年8月31日までに労働者が退職した。Q社の代表取締役のRは、本件会社の代表取締役でもあったが、同月1日に本件会社の代表取締役を辞任し、平成30年3月14日に再び本件会社の代表取締役に就任した。本件会社は、平成29年8月1日から労働者を使用して事業を行っていたが、同年11月30日までに労働者が退職した。

（未払賃金立替払関係事項の照会に対する回答について（Q社分及びP社分）、履歴事項全部証明書（Q社及びP社に係るもの））

(3) 審査請求人は、平成30年4月25日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

(認定申請書)

(4) 処分庁は、平成30年8月10日、本件認定申請につき、「実態として事業が継続しているため」との理由により、本件不認定処分を行った。

(不認定通知書)

(5) 審査請求人は、平成30年10月22日付け審査請求書にて、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和元年10月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、おおむね以下のとおりである。

現在に至るまで、給与の未払等が生じており、相手に支払う意思が全くないにもかかわらず、ただ単に事業継続しているという理由だけで、働いた分の賃金を支払ってもらえずに泣き寝入りせざるを得ないという状況には、到底納得できない。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 本件会社が設立されたのは平成29年7月21日であるが、労働者を使用して事業活動を行っていた労働者災害補償保険の適用事業としての事業期間は、同年8月1日から同年11月30日までであり、賃確法7条及び賃確則7条で規定する1年以上の期間にわたり労働者を使用して事業活動を行っているものとする要件を満たしていない。
- 2 本件会社の代表者が事業活動を行っているQ社について、Q社と本件会社の事業内容は同一であり、本件会社の代表者は「今回未払となっている労働者は、全員Q社で雇用し、平成29年7月頃から、Q社の経営が悪化してきたため、全員を別会社である本件会社に転職させた。これはあくまでも別会

社への転職であり、事業母体が変更となったというわけではない」、「本件会社とQ社が行っている業務はSの代理店であったため、同一である」と申し立てており、審査請求人も「Q社と本件会社の業務内容は同一であった」と申し立てていることから、本件会社とQ社を同一事業体と考えると、労働者災害補償保険の適用事業として1年以上の期間にわたり事業を継続していたと認定できる。

- 3 (1) 事業継続性に係る報告書によると、処分庁が入手したQ社の売上の一覧及び必要経費の明細書により取引先との契約締結等が行われていることが認められ、平成30年1月から6月にかけて事業を継続していると考えられること

- (2) 本件会社名義による平成30年3月分の電気料金及び電話料金の振り込み及びQ社名義による同年4月分の電話料金の振り込みが行われていること

を踏まえると、事業活動は続いており、事業活動が停止し、再開する見込みがないとの要件を満たさないものと判断される。

- 4 以上のことから、本件会社とQ社を同一の事業体と考えた場合、1年以上の期間にわたり労働者を使用して事業活動を行っていることは認められるものの、労働者が全員退職した後も代表者による事業活動が継続しており、事業活動が停止し、再開する見込みがないとは言い難い。

そのため、賃確法7条及び賃確則7条の要件を満たさないことから、これを理由として不認定処分を行った処分庁の判断は妥当である。

したがって、本件審査請求には理由がないので、棄却することが妥当である。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件で問題となる認定要件について

本件認定申請に対して、認定処分が行われるためには、①本件会社が1年以上の期間にわたって労災保険法3条1項に規定する適用事業を行っており、かつ、②本件会社の事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことが必要であり、これらの要件が認められるか

が問題となっている。

(2) ①の要件について

本件会社が労災保険法3条1項に規定する適用事業を開始したのは平成29年8月1日であり、労働者が全員退職するに至ったのは同年11月30日であるから、本件会社が適用事業を行っていた期間は1年に満たないのであるが、審査庁は、本件会社とQ社を同一の事業体と考えた場合、1年以上の期間にわたって労働者を使用して事業活動を行っているとは認められるとしている。

そこで検討するに、Rは、「Q社の労働者を全員本件会社に転職させたが、両会社が行っている業務はSの代理店であったため、同一である」旨述べていること、審査請求人も「Q社と本件会社の業務内容は全く同一であった」旨述べていること等に照らすと、Q社が平成27年8月11日から労働者を使用して行っていた事業と平成29年8月1日以降に本件会社が労働者を使用して行っていた事業との同一性ないし継続性をうかがわせる事情も存在する。

しかし、Q社と本件会社は別個の法人であり、当初両会社の代表取締役はいずれもRであったが、同人は平成29年8月1日に本件会社の代表取締役を辞任し、別の者が代表取締役に就任している。

それにもかかわらず、両会社の事業の同一性ないし継続性を認めるためには、上記事情のみではならず、Q社の労働者を本件会社に移した経緯、Q社で行っていた事業を本件会社で行うこととした経緯等を含め、Q社と本件会社の関係につき、両会社の代表取締役等の関係者から説明を求め、その裏付けをする等の調査をし、両会社の組織的関連性や事業活動の関連性を明らかにした上でなければならぬところ、かかる調査は不十分といわざるを得ない。

(3) ②の要件について

審査庁は、本件会社の事業活動が停止していないとし、②の要件が備わっていないとしているが、その理由として、平成30年1月以降のQ社の売上げを主な根拠とし、RがQ社として事業活動を継続していることを挙げている。なお、Rは、本件会社の代表取締役を辞任した後、同年3月14日に再び本件会社の代表取締役に就任している。

審査庁は、Q社と本件会社が同一事業体であるとして①の要件が認められるとすれば、同一事業体であるQ社が事業活動を行っている以上②の要

件が認められないこととなるとしているようである。

しかし、平成29年8月1日以降に本件会社が労働者を使用して行っていた事業が、従前Q社が労働者を使用して行っていた事業の継続であると認められたとしても、Q社の労働者が本件会社に移り、以後本件会社が従前Q社で行っていたSの営業を行うようになり、一方Q社には労働者はいなくなったというのであれば、この時点でQ社は事業体としての実体を失ったとも考えられるから、平成30年1月以降のQ社の売上げが当然に本件会社の事業活動ということはできない。

Q社の名義で平成30年1月以降に行われた事業活動が本件会社の事業活動であると評価するためには、Q社の労働者が本件会社に移った後もQ社が事業体として存続しており、かつ、本件会社と組織的関連性があり、同一事業体であると認められなければならない。

これについても、労働者が存在しなくなった後のQ社の事業体としての実態及びQ社と本件会社の組織的関連性や事業活動の関連性等につき、両会社の代表取締役等から説明を求め、その裏付けをする等の調査をしなければならぬところ、必要な調査は尽くされていない。

本件会社とQ社との事業体としての同一性が明確でない以上、むしろ、本件会社のSの営業契約が打ち切りとなり、事業活動が行われなくなった後に、Rが本件会社と無関係にQ社の名義で売上げを上げていたとみる余地もあるから、Q社が何らかの事業活動を行っていたことをもって本件会社の事業活動が継続していたとする審査庁の判断は是認できない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史